山口市ポンプ施設設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、公共下水道が市民の健康で快適な生活を営むために必要不可欠な基幹的な都市施設であることにかんがみ、地形的な特性から自然流下方式では公共下水道管に汚水を排除することが困難な箇所にポンプ施設（ポンプを用いて宅地内の汚水を公共下水道に排除するもので、ポンプ、ポンプ槽、圧送管、制御盤、警報通報装置、電気設備等からなる施設の総体をいう。以下同じ。）を設置して、水洗化の促進を図ることについて必要な事項を定めるものとする。

（設置の要件）

第２条　ポンプ施設の設置は、次に定める要件を備えたものでなければならない。

(1) ポンプ施設を設置しようとする箇所が処理区域（下水道法（昭和３３年法律第７９号）第２条第８号に規定する処理区域をいう。以下同じ。）若しくは処理予定区域（処理区域とするための整備工事が現に行われている区域をいう。）内であり、地形的に自然流下方式により公共下水道管に汚水を排除出来ないと認められること。

(2) 排水設備設置義務者が、遅滞なく水洗化工事を実施すること。

(3) 土地所有者が、ポンプ施設の設置について承諾していること。

（費用の負担）

第３条　ポンプ施設の費用の負担については、次のとおりとする。

(1) ポンプ施設の建設費、更新費及び故障による修繕費については、山口市とする。

(2) ポンプ施設の電気料、維持管理費及び定期点検に要する経費については、使用者（本要綱により設置したポンプ施設の使用者をいう。以下同じ。）とする。

(3) その他の経費については、山口市とする。

（設置の申請）

第４条　ポンプ施設の設置を希望する者は、ポンプ施設設置申請書（別記第１号様式）に、次に定める書類を添付して、山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(1) 付近見取り図

(2) 排水設備計画平面図

(3) 誓約書（別記第２号様式）

(4) 申請者が土地の所有者でない場合は、土地の所有者のポンプ施設設置承諾書（別記第３号様式）

(5) その他管理者が必要と認める書類

（設置の決定）

第５条　管理者は、前条の申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、諾否を決定し、速やかにポンプ施設設置決定通知書（別記第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（維持管理）

第６条　ポンプ施設の使用者は、善良なる管理者の注意をもって当該ポンプ施設を維持管理するとともに、定期点検を年一回以上実施し、定期点検結果報告書（別記第５号様式）の内容をもって、その結果を管理者に報告しなければならない。

（その他）

第７条　排水設備設置義務者は、ポンプ施設の設置が完了した後、山口市下水道条例（平成１７年山口市条例第２０８号）第６条第１項により排水設備計画確認申請に係る手

続きを実施し、遅滞なく水洗化工事を実施すること。

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日前において、廃止前の山口市ポンプ施設設置要綱の規定により市長が行った処分、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定により管理者が行ったものとみなす。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月３０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

別記第１号様式

ポンプ施設設置申請書

年　　月　　日

（あて先）山口市上下水道事業管理者

申請者　住所

氏名

電話

（署名又は記名押印）

ポンプ施設の設置について、次のとおり申請します。

申請場所	山口市
排水設備 工事予定期間	年　月　日から　年　月　日　まで
排水設備 施工業者	
添付書類	□付近見取り図 □排水設備計画平面図 □誓約書（別記第２号様式） □ポンプ施設設置承諾書（別記第３号様式、申請者が土地の所有者でない場合に提出）

審査	年　月　日 諾　・　否	承認（ポンプ施設）番号	第　　号
決裁	年　月　日	管理番号	第　　号

決裁	課長	副参事	主幹	副主幹	担当	公印

調査事項	処理区域となった日　（　年　月　日） ポンプ施設設置予定年度　（　年　月　日）

別記第２号様式

誓　　約　　書

年　　月　　日

（あて先）山口市上下水道事業管理者

申請者　住所

氏名

電話

（署名又は記名押印）

ポンプ施設設置の申請にあたり、下記について誓約いたします。

記

１．ポンプ施設設置後の維持管理については、私が責任をもって実施いたします。

２．ポンプ施設の電気料、維持管理費及び定期点検に要する経費については当方で負担いたします。

３．日常の点検は随時行い、山口市上下水道事業管理者の定める定期点検は年１回以上実施し、その結果を報告いたします。

４．ポンプ施設設置後、遅滞なく水洗化の工事を実施いたします。

別記第３号様式

ポンプ施設設置承諾書

年　　月　　日

（あて先）山口市上下水道事業管理者

土地所有者　住所

氏名

電話

（署名又は記名押印）

私の所有する下記の土地に、ポンプ施設を設置されることについて承諾します。

記

土地の地番	
居住者住所	
居住者氏名	

別記第４号様式

ポンプ施設設置決定通知書

第　　号

年　　月　　日

申請者

山口市

様

山口市上下水道事業管理者

年　　月　　日付けで申請がありましたポンプ施設の設置については、下記のとおり決定したので通知します。

記

設　置　場　所（地番）	山口市
確認（ポンプ施設）番号	第　　号
ポンプ施設設置予定年度	年度設置予定
審　査　結　果	□　申請のとおり設置いたします。 □　申請を却下いたします。
※　却　下　の　理　由	

※１：ポンプ施設設置後は、速やかに公共下水道に接続すること。

※２：排水設備接続後は、年１回以上、定期点検を実施し、その結果を山口市上下水道事業管理者に報告すること。

別記第５号様式

定期点検結果報告書

年　　月　　日

（あて先）山口市上下水道事業管理者

報告者　住所

氏名

電話

（署名又は記名押印）

ポンプ施設の定期点検を実施しましたので、点検結果を下記のとおり報告します。

記

<table>
<tr><td>設置場所（地番）</td><td colspan="2">山口市</td></tr>
<tr><td>確認（ポンプ施設）番号</td><td colspan="2">第　　号</td></tr>
<tr><td>点検日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>点検業者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">点検結果</td><td>項目</td><td>内容</td></tr>
<tr><td>電池の交換</td><td>□　済み
（　　）</td></tr>
<tr><td>テストボタンによりチャイム音の確認</td><td>□　済み
（　　）</td></tr>
<tr><td>ポンプ槽のスカム除去</td><td>□　済み
（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>□ 異常なし　□異常あり
（　　）</td></tr>
</table>

受付欄